

規制の事前評価書

法令案の名称：学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

規制の名称：専攻科を設置し、又は廃止しようとする専修学校に対する届出の義務化

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

評価実施時期：令和 7 年 4 月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 令和 6 年 6 月に公布された「学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号）」により、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）が改正され、特定専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程）を置く専修学校には専攻科を置くことができることとなった。

専修学校の設置者が届け出なければならない事項の一部は政令に委任されていることを踏まえ、政令（学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）において届出事項として、「専修学校の専攻科を設置し、又は廃止しようとするとき」を加えることとする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 専攻科の設置にあたっては、専修学校の教育の質の保証につなげるため、所轄庁である都道府県が、各専修学校において、学校教育法に基づく適正な運営がなされているかを確認する必要があることから、専修学校が専攻科を設置し、又は廃止しようとするときは、所轄庁に対して届け出なければならないこととする必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 「学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号）」の施行に伴い、学校教育法により委任された事項として、学校教育法施行令において、専修学校が専修学校の専攻科を設置し、又は廃止しようとするときには、所轄庁に対して届け出なければならないこととする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

☒検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- 改正後の学校教育法において、専攻科を設置することができる専修学校の要件や、専攻科に係る修業年限等が新たに規定されている。所轄庁が、こうした要件を満たした上で各専修学校の専攻科が設置されて

いるかどうかを確認し、適正な学校運営に向けた必要な監督を行うための必要最低限の規制手段であると判断した。

＜その他非規制手段の検討状況＞

☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

■ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

☐ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

☐ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 所轄庁が、所轄の全ての専修学校の専攻科に係る運営状況を把握し、適正な運営に向けた監督を行うためには、非規制手段に基づく各専修学校の任意の対応ではなく、専攻科を設置する全ての専修学校に対する規制とする必要がある。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 今回の規制の新設によって、専修学校の専攻科を設置・廃止する場合の手続が明確に定められることにより、所轄庁の監督を通じて適正な専攻科の運営が確保され、専修学校の教育の質の保証につながることが期待される。
- ・ なお、あらかじめ専攻科に係る届出の件数を把握することは困難であることから、現状では定量化することができないが、事後評価までに、専攻科に係る届出の件数を把握することにより、効果の定量化を図る。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・ 本規制により、特定専門課程を置く専修学校に専攻科を置くには、当該課程を置く学校の設置者が届出申請を行う必要がある。そのため、申請にあたっての準備に係る事務費等が生じることが考えられる。しかしながら、専攻科を設置するか否かは各専修学校の判断であり、他の届出案件と併せて対応することも考えられることから、どれくらいの頻度で届出を行うかは学校により異なるとともに、準備のために必要な時間・体制はそれぞれの専修学校の規模（事務職員数等）によって大きく異なることから、当該費用を定量化又は金銭価値化した上で推計することは困難である。

なお、届出事項とするのは、専攻科を設置又は廃止しようとする時に限定し、専攻科における教育課程の変更等については届出を不要としており、各専修学校における遵守費用が過度なものとならないよう、最小限の規制とすることとしている。

そのうえで、事後評価書を作成するまでには、届出を行った学校設置者に対するヒアリング等を通じた推計により、定量化する。

＜行政費用＞

- ・ 本規制により、所轄庁である都道府県には、専攻科を設置し、又は廃止しようとする専修学校からの届出を受領するための費用が発生する。所轄庁が届出の受領に要する時間は、当該所轄庁が所管する専修学校の

うち、専攻科の設置等を希望する専修学校の数等に大きな影響を受けるものであるほか、他の届出案件と併せて処理することも想定されるため、当該費用を切り分けた上で定量化又は金銭価値化した上で推計することは困難である。

そのうえで、事後評価書を作成するまでには、本規制に係る届出を処理した所轄庁へのヒアリング等を通じた推計により、定量化する。

＜その他の負担＞

- ・ 該当なし。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

■その他

(具体の理由：審議会等その他の会合での意見聴取は実施していないものの、専修学校関係団体及び各都道府県とは政令案の内容について継続的に意見交換を行っているため。)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 該当なし。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 該当なし。

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 該当なし。

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 該当なし。

＜上記以外の法令案＞

- ・ 「学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）」の附則において、この法律の施行後5年を目途として、施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもとする旨が規定されている。当該規定に基づく改正後の学校教育法に係る事後評価を実施することとあわせ、今般の規制の新設に係る事後評価も実施することとする。